

# 乗用自動車等の賃貸借及び保守 仕様書

## 1 契約件名

乗用自動車等の賃貸借及び保守

## 2 車種及び数量

### (1) 小型乗用自動車

①車種は、コンパクトカー（ハッチバック）タイプの乗用自動車、5ドア、5人乗り、2列シート、2輪駆動、自動変速機とする。

②エンジンの総排気量は、1,000cc以上1,500cc以下のレギュラーガソリンを燃料とするハイブリッド車とする。

③数量5台（内訳は、5借入場所のとおり）

④寸法

全長4,100mm以下、全幅1,695mm以下、全高1,710mm以下

室内長1,830mm以上、室内幅1,355mm以上、室内高1,190mm以上

⑤月間推定走行距離 1,200km/月

なお、賃貸借期間終了時、総走行距離が推定総走行距離（月間推定走行距離×賃貸借期間（月数））を超過した場合であっても超過清算は行わない。

### (2) 貨物自動車

①車種は、ライトバンタイプの貨物自動車、5ドア、5人乗り、2列シート、2輪駆動、自動変速機とする。

②エンジンの総排気量は、1,400cc以上1,500cc以下のレギュラーガソリンを燃料とするハイブリッド車とする。

③数量3台（内訳は、5借入場所のとおり）

④寸法

全長4,245mm以下、全幅1,690mm以下、全高1,525mm以下

（2名乗車時の荷室）

荷室長1,810mm以上、荷室幅1,420mm以上、荷室高935mm以上

⑤月間推定走行距離 1,200km/月

なお、賃貸借期間終了時、総走行距離が推定総走行距離（月間推定走行距離×賃貸借期間（月数））を超過した場合であっても超過清算は行わない。

（6）ボデー色は、白色又はシルバー系色とする。（小型乗用自動車及び貨物自動車共通）

（7）付属品等（小型乗用自動車及び貨物自動車共通）

標準仕様において、次の付属品が含まれない場合は追加装備すること。

① 衝突回避支援システム

② SRSエアーバックシステム（運転席・助手席）

③ ABS（アンチロックブレーキシステム）

④ エアーコンディショナー

⑤ サイド（ドア）バイザー

- ⑥ 紫外線カットフィルム (UV又はIRカットガラスも可。)
- ⑦ リモコン式集中ドアロック
- ⑧ 電動格納式リモコンドアミラー
- ⑨ カーナビゲーション・ビルトイン型（純正品、地番検索が可能、7インチ以上、バックモニター付き、テレビ放送は受信できないようにすること。）
- ⑩ ETC車載器・ビルトイン型（取付及びセットアップ料含む。）
- ⑪ ドライブレコーダー（純正品）
- ⑫ LEDフロントフォグランプ
- ⑬ フロアマット
- ⑭ サンバイザー（運転席・助手席）
- ⑮ スペアタイヤ1本（交換用具含む）又はパンク修理キット
- ⑯ スタッドレスタイヤ・ホイルセット一式（専用収納用具入り）
- ⑰ 三角表示板（専用ケース入り）

### 3 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日（54ヶ月）

### 4 国が受け入れる自動車の基準

(1) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5（2023）年12月）の判断基準に適合することとし、原則として下表1及び下表2に示された基準を満たす自動車とする。

【表1】ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準(乗用車区分の抜粋)

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

【表2】ガソリン乗用車に係るWLTCモード(抜粋)

区分	燃費基準値
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上
車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	23.4km/L以上
車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	21.8km/L以上
車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	20.3km/L以上

(2) 自動車は、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）」の基準のうち、平成30年排出ガス規制値より50%低減又は平成17年排出ガス規制値より75%低減レベル以上に適合するものであること。

## 5 借入場所

場所名	住所	小型乗用自動車台数	貨物自動車台数
消費・安全部	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎A棟)	1	
経営・事業支援部	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎A棟)	1	
統計部	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎A棟)		1
福岡県拠点	福岡市博多区住吉3-17-21		2
佐賀県拠点	佐賀市栄町3-51	1	
大分県拠点	大分市中島西1-2-28	1	
鹿児島県拠点	鹿児島市山下町13-21	1	

## 6 納車期限

令和8年9月30日

## 7 貸借及び保守業務内容

本業務には、メンテナンスサービスを含み、原則として受注者の整備工場（受注者が委託した第三者の整備工場を含む。）において実施することとし、受注者が引取、納車を行うこと。

ただし、緊急の場合その他やむを得ないものとして監督職員が事前に受注者の了解を得たときは、発注者は他で整備又は修理を行うことができるものとする。また、サービスカー等による借入場所での作業も可とする。

なお、使用する油脂液類及び消耗部品等については、車両を製造した自動車メーカー（以下「メーカー」という。）の指定する規格の製品を使用すること。

また、以下の諸費用を含むものとする。

- (1) 自動車本体（付属品等含む）
- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車諸税
- (4) 自動車賠償責任保険
- (5) 法定点検整備（12ヶ月毎）、継続検査点検整備
- (6) 点検整備費及び整備のために必要な消耗品の補充及び交換
- (7) 一般修理費（タイヤパンク修理工事含む。事故による修理及びハイブリッド機構の故障修理は含まない。）
- (8) タイヤ脱着交換（純正装着ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤとともに、冬春シーズン毎とし、バランス調整を含む。）

- (9) オイル交換（メーカー推奨基準による。）
- (10) バッテリー交換（ハイブリッドシステム用は除く。メーカー推奨基準による。）
- (11) リコール又はメーカー保障の範囲内の整備が発生した場合は、メーカーによる案内に従い適正に対応すること。
- (12) 代車について、2日間（48時間）を超える点検・修理が見込まれる場合は、賃貸借車両と同等の車両を手配すること。

## 8 賃貸借及び保守業務の対象外事項

- (1) 当局の管理下の事故による修理等。
- (2) 発注者の故意若しくは重大な過失に起因する修理等。
- (3) 受注者の承認なしに他者をして独自に行わせた修理。

## 9 事故処理

- (1) 使用管理によって事故が発生したときは、発注者は、その責任において、法令の定める諸手続きに従って事故の解決を図るものとする。
- (2) 監督職員は、事故が発生したときは、速やかに受注者に事故報告を行う。
- (3) 受注者は、監督職員の要請があったときは、事故に関する諸手続き及びその解決に積極的に協力を行う。

## 10 重要事項の通知

- 監督職員は、次の事項が発生したときは、直ちに受注者にこれを通知する。
- (1) 盗難・詐欺・火災その他の事由により、自動車の占有を失ったとき。
  - (2) 発注者の住所の変更があったとき。

## 11 自動車の滅失毀損による解約

- (1) 自動車が滅失（修理不能を含む。）し、又は発注者が、その占有を失ったときは、発注者は、催告なしでその自動車についてのリース契約を終了させることができるものとする。
- (2) 前項によってリース契約が終了した場合、発注者は、当該自動車のリース期間満了までの残リース料金とリース期間満了時の当該自動車の残存価格の合計額から、受注者が負担する保守業務等にかかる費用のうち未発生分相当額を差し引いた額を支払うものとする。ただし、詳細な金額については、発注者・受注者協議のうえ決定する。

## 12 自動車の返還等

- (1) 発注者は、この契約が終了したときは自動車を返還し、受注者は、速やかに自動車を撤去、搬出するものとする。
- (2) 返還の際、自動車に滅失又はき損があったときは、直ちにその旨を書面をもって監督職員に申し出るものとする。自動車の滅失又はき損が、発注者の故意又は重大な過失による場合は、これらの修理、調整等に要する費用は、発注者の負担とする。

## 13 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- (1) 環境関係法令の遵守以外の取組 受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負

荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること

#### 14 その他

- (1) 納品に係る保管場所証明、自動車登録の申請等については、受注者が行うものとする。
- (2) 納車検査は、前記登録の完了後に行うものとする。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については発注者及び受注者双方協議して決定するものとする。